

船橋市立中野木学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本的な方針

いじめは、どの児童にも起こり得る問題である。全ての児童が安心して、将来に希望をもって生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、児童自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることが肝要であるとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。また、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童やいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校は保護者、地域及び関係機関、市教育委員会と適切に連携し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめの定義

船橋市立中野木小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

児童は、絶対にいじめをしてはいけない。

(3) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識をもち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導と支援を行っていく。また、平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、教育委員会、相談機関等の関係機関と適切な連携を図り対応する。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導部会

〈構成員〉

校長・生徒指導主任・生徒指導部会担当（各学年、なかよし学級）・音楽専科・養護教諭

月1回の会議で、学習面や生活面での課題を明らかにし、個別や全体に向けた指導・支援の方法を検討する。対応等を共通理解・実践することでいじめの未然防止を図る。

②いじめ防止対策委員会

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・学年主任（各学年、なかよし学級）・生徒指導主任・養護教諭
該当児童学級担任・スクールカウンセラー

いじめ防止に関する措置を確実にを行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

③いじめ防止対策小委員会

〈構成員〉

管理職・学年主任・該当児童学級担任 等

いじめ防止に関する措置を確実にを行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて小委員会を開催する。

（２）地域等の組織

①学校運営協議会

学校運営協議会委員に学校の基本方針を示し、いじめが起きた際に協力を得る。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策

（１）いじめの未然防止のための取り組み

①心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通して、思いやりや自他のわきまえ、生命・人権を大切にする心を育てる。
- ・「道徳科」の授業で、いじめについて考える時間を年間計画に位置付ける。
- ・社会性や自己有用感・自己肯定感を高められるよう、各学年の発達段階に応じた体験活動等の機会を設け、体験を通じた成長を促す。

②互いに認め合う学級経営の充実

- ・全ての児童が良さを発揮でき、互いに認め尊重しあえる集団を育てる。
- ・児童が自ら考え行動する活動を大切に、規律と活気ある集団を育てる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。

③生徒指導の機能を重視した教育活動の実践

- ・「自己存在感の感受」を促進し、「自己決定の場」を提供し、「共感的な人間関係」を育成し、「安全・安心な風土」を醸成することができる授業を行う。
- ・「楽しく」「分かる」授業を通して、児童の学習意欲と学力を高める。

④自分たちの問題として考えたり取り組んだりするための児童会活動

- ・思いやりの心や、他者との関係調整力を育てる為にいじめ防止を呼びかけるポスターや標語の作成を児童会活動として行う。（全校・計画委員会）
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、異学年との交流や異学年との活動を実施する。（１年と６年、２年と４年、３年と５年）

⑤さまざまな児童の特性に配慮するための支援

- ・発達障害や性の多様性等に対する特性を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。

⑥情報モラル教育及び啓発活動の充実

- ・３～６年生児童に専門性の高い講師による講演会を行うなど、情報モラル教育を計画的に実施する。

- ・ インターネット等を使用させる場合の家庭内のルール作りや留意点等について児童及び保護者への啓発活動を積極的に行う。(1000ヶ所ミニ集会、保護者懇談会)

⑦ 教職員一人一人の鋭敏さをもった見守り

- ・ 表情や教職員に向ける視線、交友関係の変化やグループ内での様子、授業への取組状況や学校生活の活力の他、持ち物や掲示物の汚損等、視点を明確にして見守り、観察する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 日常的な関わりのなかでの観察

- ・ 表情やしぐさなどに目を配り、気になる児童にはこまめに声をかける。
- ・ 複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教職員が意図的に児童に関わる。

② アンケート調査の実施

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を年4回(4月、6月、11月、2月)実施する。2回目と3回目のアンケートは家庭で保護者と一緒に回答する。また、2回目と3回目のアンケート後には、いじめの有無にかかわらず、全児童と担任が面談を行い、より詳細な実態把握をする。
- ・ アンケート調査の結果については、必ず担任を含めた複数の教職員で分析を行い、必要に応じて迅速かつ適切に対応する。
- ・ 保護者面談(7月、12月)の際、アンケート結果を活用して情報を共有するとともに、より詳しく実態を捉えるようにする。いじめが疑われる、または、人間関係に心配がある場合は、適宜保護者との面談を迅速に行い、早期の実態把握に努める。

③ 教育相談活動の充実

- ・ 定期的な教育相談期間等を設定し、年間計画に位置付けるとともに日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を積極的に行い、児童や保護者の相談やケアに応じる体制を整備する。

④ 相談窓口の周知徹底

- ・ いじめについて児童や保護者が相談できる相談機関の周知を確実にし、児童及び保護者が気兼ねなく相談できる体制を整備する。
- ・ いじめを訴えることは、「言いつける(チクる)」などではなく、生命と人権を守る行為であることを、児童に根付くよう継続的に指導する。
- ・ 児童のSOSのサインをすくいあげる取組として、「何でも相談ボックス」を設置する。

⑤ 家庭・地域との連携

- ・ 学校だより、学校ホームページ、保護者会等を通して、平素からいじめに対する学校の考え方や取組を周知し、協力を要請しておく。また、児童で気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。
- ・ 道徳科の授業を公開するなど、家庭や地域の理解を得ながら児童の心の教育の充実を図る。

(3) いじめの早期対応のための措置

① 組織的対応

- ・ いじめを発見したら、一人で抱え込むことなく必ず報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 学校だけで解決することに固執せず、積極的に校外の関係機関との連携を図る。

② 丁寧な事実確認と方針の決定

- ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周りにいた児童も含めて多方面から情報収集し

事実関係を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。

③ いじめを受けた児童への対応

- ・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。
- ・ 安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童への対応

- ・ 丁寧に話を聴き取り、教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。
- ・ いじめに至った要因や背景を把握し、その抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。

⑤ 周囲の児童生徒への対応

- ・ いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆やいじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある児童には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。

⑥ 保護者との連携

- ・ いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。
- ・ 学校の支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け取り組む。
- ・ いじめ問題指導中及び解決後も、児童の学校や家庭での様子を定期的に情報交換し、経過観察を行う。

⑦ 関係機関等との連携

- ・ 学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会と連携し、迅速かつ的確に対応を行う。
- ・ 地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会委員を活用したりするなどして、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携を図る。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動がいじめを誘発し助長する可能性があることを認識し、日頃から子供の人権に関する現代的諸課題への対応力を高めるように努める。
- ・ いじめの問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であるとの認識を共有し、教職員は弛まぬ研鑽により自らの人間力を高め指導力向上に努めることとする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、削除や関係機関に相談するなど、必要な措置を講ずる。
- ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、高学年や保護者を対象としたメールやSNS等の正しい使い方に関する講演会を行う。

○ 3・4・5・6年生・・・外部講師による授業

○ 5・6年生・・・外部講師による講演

(6) いじめの解決に係る判断

- ・ いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでおり、かつ、いじめを受けた児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないことをもって、いじめが解決したと判断する。
- ・ いじめが解決している状態になった場合も、当該児童の人間関係を日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への早期対応のための取り組み

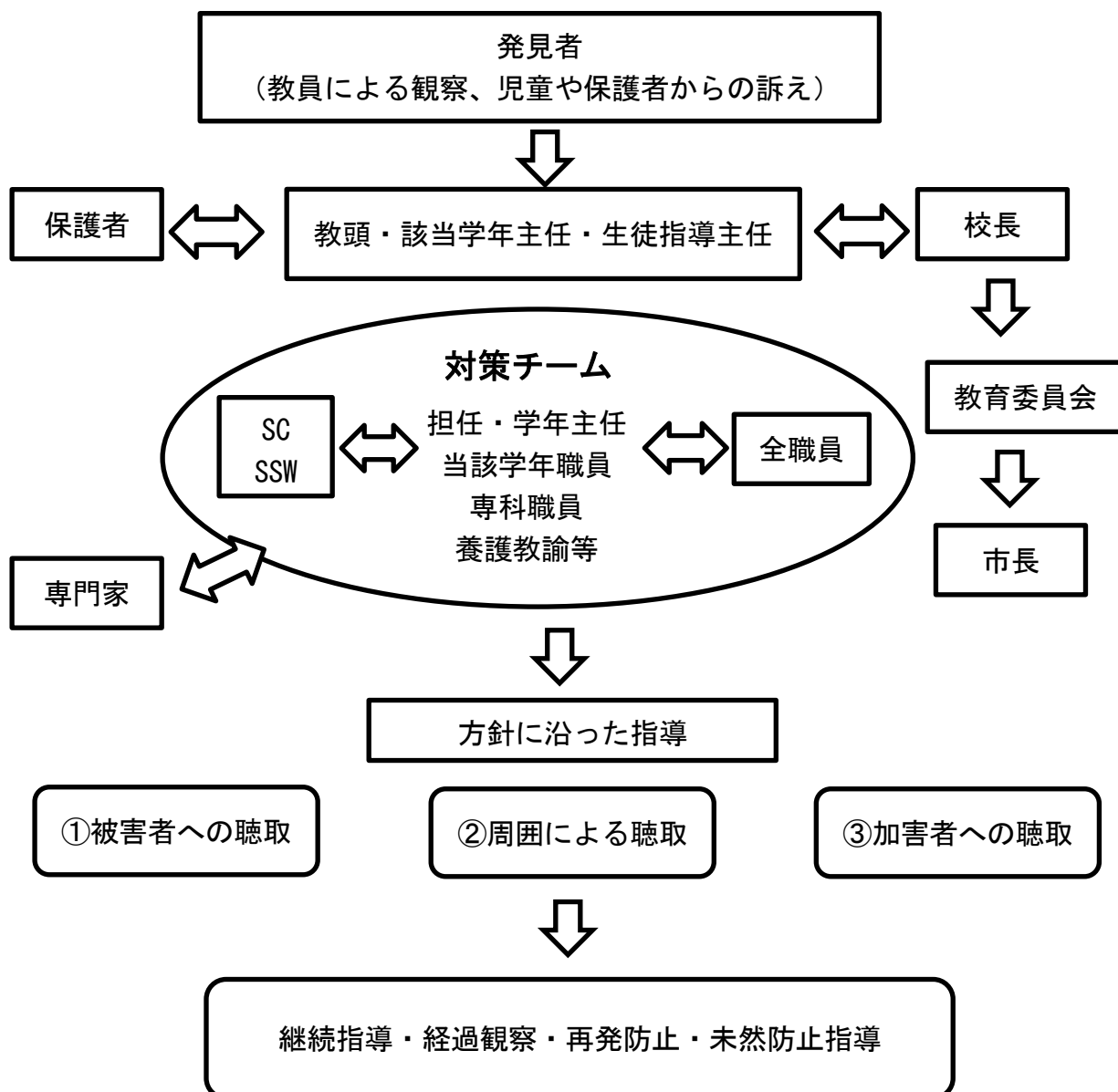
(1) 重大事態の定義

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（重大な被害の例）

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 重大事態が起きた際の組織的対応図



（３）重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、ＳＣ・ＳＳＷ等の関係諸機関と連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に事実関係を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度に向けて改善を行う。

- ① いじめの未然防止・早期発見に関すること。
- ② いじめ防止への組織的で積極的な取り組みに関すること。